

## 新発田市第3子以降出産費助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、第3子以降の子どもの出産（妊娠85日以上の出産及び死産（母体保護法（昭和23年法律第156号）に規定する人工妊娠中絶を含む。）を含む。以下同じ。）に要する分娩費及び入院費等（以下「出産費」という。）の一部について助成金を交付することにより、子育てをする家庭の経済的負担を軽減し、もって子どもを産み育てやすい環境を整備し、及び少子化対策の一層の充実を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 出産児 平成27年1月1日以後に出産をされた児童であつて、同一の保護者によって監護されている児童のうち出生の早い者から順次に数えて3番目以降のものをいう。
- (2) 児童 出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (3) 保護者 次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 出産児の母（以下「出産者」という。）又は出産児の父（出産者が出産児を懐胎した当時において婚姻の届出をしていないが出産者と事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
  - イ アに該当しない者であつて、出産児を監護しているもの
- (4) 市内に住所を有している者 次の掲げるいずれかに該当する者をいう。
  - ア 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者
  - イ 住民基本台帳法の適用を受けない者（在留資格が出入国管理及び難民

認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表に規定する興行を行う者及び同表の3の表に規定する短期滞在を行う者並びに在留期間が短く、在留の目的、状況等からみて家庭又は社会生活の本拠としての実質を備えていないと認められる者を除く。）のうち、公的機関が発行する証明書により本市の区域内に住所を有することを証明することができる者

ウ 市長がア又はイと同様の事情にあると認める者

（助成対象者）

第3条 この要綱による助成金（以下「助成金」という。）による助成を受けることができる者は、次に掲げる要件の全てを満たしている保護者とする。

- (1) 助成金による助成の申請日（以下「申請日」という。）において出産児を含む児童を3人以上監護し、かつ、これらの児童と生計を同じくしていること。
- (2) 出産者が出産児の出産の日以前から市内に住所を有している者で、かつ、申請日において引き続き市内に住所を有している者であること。ただし、出産者が死亡している場合は、出産者が当該出産の日に市内に住所を有している者であること。
- (3) 出産児が当該出産の日から市内に住所を有している者で、かつ、申請日において引き続き市内に住所を有している者であること。ただし、妊娠85日以上で流産をし、又は死産（母体保護法に規定する人工妊娠中絶を含む。）をした場合は、この限りでない。
- (4) 出産児に係る出産につき、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）（以下「医療保険各法」という。）によって支給される出産に係る給付（以下「出産育児一時金」という。）を受けているこ

と。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要と認めるときは、前項に規定する保護者以外の保護者を助成の対象とすることができる。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、出産費の額から、出産育児一時金を控除した額とし、15万円を上限とする。

2 助成金による助成は、医療保険各法以外の法令により出産に係る給付を受けることができる場合は、その給付の限度において、行わない。

(交付申請)

第5条 助成金による助成の交付を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、新発田市第3子以降出産費助成金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 出産費を支払ったことを証する書類の写し
- (2) 出産育児一時金の支給を証する書類の写し
- (3) 前条第2項に規定する給付の支給を証する書類の写し（当該給付がある場合に限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、災害その他やむを得ない事由がある場合を除き、当該出産の日から1年以内に行わなければならない。

(助成の決定等)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成金による助成の可否を決定し、新発田市第3子以降出産費助成金交付(不交付)決定通知書(別記第2号様式)により当該申請者に通知するものとする。

2 助成金は、申請があった日を含む月の翌月の月末までに支払うものとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の行為によって、助成金による助成を受けた

者があるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。